序　章

草加市景観計画の目的等

1 景観づくりの意義

「景観」は、目に映る風景や景色の「景」と、目に映った印象を表す「観」で構成されており、人が対象を観て良い、または良くないと感じることです。このため、良好な景観形成（景観づくり）とは、「良い」、「魅力的だ」などと感じる自然や歴史・文化・伝統的資源、建築物などの対象を守り、また活かして、良好な眺めをつくることです。

また、このような良好な景観が都市に形成され、展開されることにより、市民に地域への誇りや愛着が育まれることになります。さらには、市外の人々にも草加の魅力が発信され、多くの人々の来訪や消費が生まれるなど、様々な効果の高まりにつながります。

こうしたことから、景観づくりは、まちづくりの重要なテーマとなっています。

2　景観計画の目的・位置付け

（1）　草加市のめざすまちづくりと景観づくり

草加市では、人口減少や少子高齢化の急速な進展など、草加市を取り巻く社会状況が大きく変化すること踏まえて、令和17年（2035年）までを目標年とする「第四次草加市総合振興計画基本構想」及び「まちづくりの基本となる計画」（以下「都市計画マスタープラン」）を定めました。

この両計画では、草加市のめざす都市像を次のように定めています。

草加のめざす都市像　　「快適都市～地域の豊かさの創出～」

「快適都市」の基本的要素

1　快適な環境……環境にやさしい水とみどりのまちをつくる
2　安全と安心……人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる
3　活気の創出……にぎわいのあるまちをつくる
4　地域の共生……ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

両計画では、市民同士の「つながり」・「支え合い」によって高まるコミュニティの力を活用し、まちづくりに取り組むことが求められているため、地域によるまちづくり活動を推進し、地域コミュニティの維持・発展を図るため、市内10のコミュニティブロックを基礎的な単位としてまちづくりに取り組むこととしています。

本計画における景観づくりも、「快適都市」の実現を支えるとともに、地区レベルの身近な単位における景観づくりを念頭に置くものとします。

（2）　景観計画改定の目的

平成16年（2004年）12月に「景観法」が施行されました。草加市は平成17年（2005年）５月に、景観行政団体となり、これを機に、地域の個性を活かした魅力的な景観づくりを推進するため、平成20年（2008年）３月に草加市景観計画を策定しました。

その運用から約10年が経過し、これまでの成果や、草加市を取り巻く環境の変化、上位計画及び関連計画の改定を踏まえ、さらに魅力ある景観づくりを進めることを目的として、草加市景観計画を改定するものです。

■改定のポイント

- 「第四次草加市総合振興計画基本構想」及び「都市計画マスタープラン」における10地区に対応した身近な地区単位の景観づくり方針及び方針図を定める。
- 草加松原を活かした「にぎわい交流エリア」における景観づくりの方針などを定める。
- まちづくりが進んでいる地区を景観重点地区として位置付ける。
- 景観づくりの目標を実現するための行動計画を定める。

（３） 計画の位置付け

「草加市景観計画」は、景観行政団体である草加市が景観法第８条に基づき策定する計画です。本計画は、草加市における景観行政の基本的な指針であるとともに、景観法に基づく諸制度の活用等を示した「景観形成に関する総合的な計画」として位置付けます。

また、「第四次草加市総合振興計画」と「都市計画マスタープラン」などの方針に即し、より具体的な景観まちづくりの方針を示すとともに、関連計画と連携を図るものとします。

なお、草加市景観計画は草加市景観条例に委任し、一体的な運用を図ります。

■草加市景観計画の位置付け

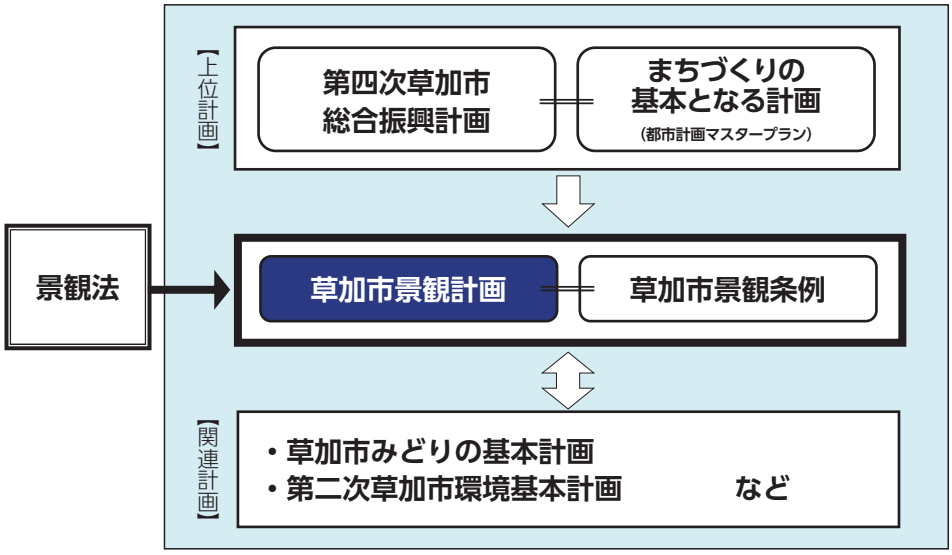

■都市計画マスタープランにおける「風景・にぎわいまちづくり方針図」

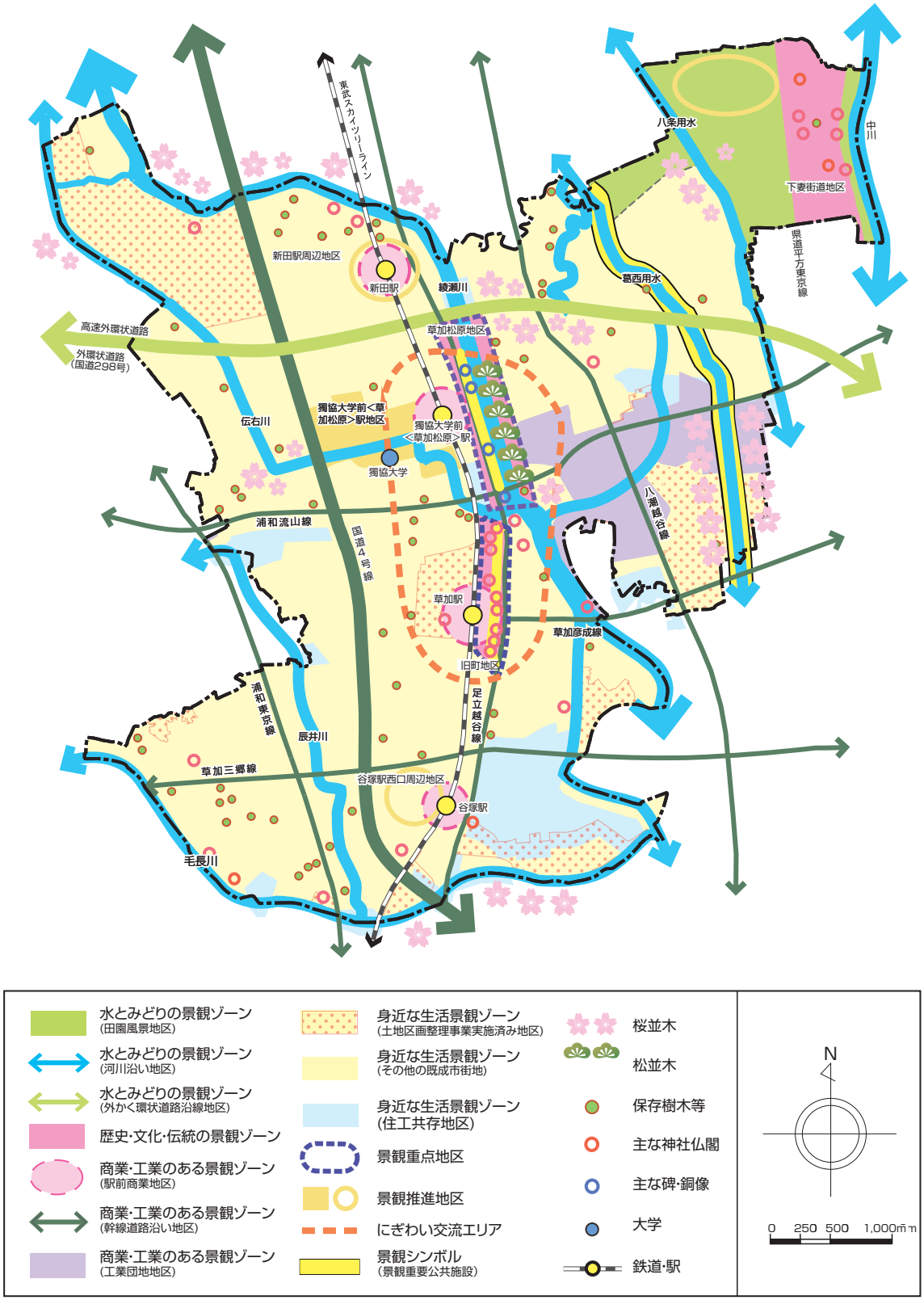

3 景観計画の構成

本計画は、景観法に基づく事項とともに、市が定める事項を含め、以下の内容により構成します。

■計画の構成

序章
草加市景観計画の目的等
1 景観づくりの意義
2 景観計画の目的・位置付け
3 景観計画の構成
4 景観計画の見直し

第１章
草加市の景観づくりの目標と方針
1 草加市の景観特性

2 景観計画の区域
景観計画区域は市全域とします。

3 景観づくりの目標と基本方針
景観計画区域における景観づくりの目標と基本方針を定めます。

景観づくりの目標
水とみどりに囲まれ、
歴史・文化・伝統が息づいた風景づくり
～ともに力を合わせ にぎわいのある快適で心地よいまち～

第２章
地区別の景観づくりの方針

1 ゾーン別の景観づくりの方針
景観計画区域を４つのゾーンに区分し、景観づくりの方針を定めるとともに、別に「にぎわい交流エリア」における景観づくりの方針を定めます。

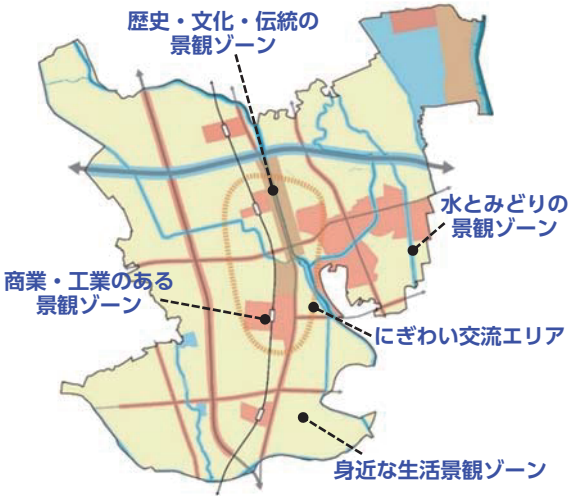

2 地区別の景観づくりの目標と方針
景観計画区域を町会のコミュニティブロック（10 地区）ごとに区分し、景観づくりの目標と方針を定めます。

3 景観重点地区の景観づくりの目標と方針

4 景観計画の見直し

本計画の計画期間は、令和17年（2035年）までとします。ただし、上位計画や関連計画との整合を図ることや、社会情勢の変化、まちづくりの進展などに対応するため、おおむね10年をめどに評価・検証しながら、見直しを行うものとします。

第３章
景観法に基づく景観づくりの誘導
景観計画区域を景観重点地区とその他の一般地区に区分し、地区の特性に応じた景観づくりを誘導するための基準などを定めます。

1　一般地区と景観重点地区の区分

2　一般地区の景観づくりの誘導

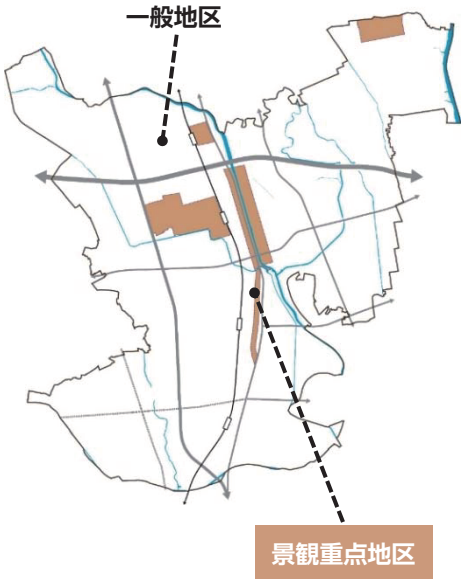

3　景観重点地区の景観づくりの誘導

第４章
景観法に基づくその他の方針等
景観づくりを推進する上で必要となる事項で、景観法に基づく事項を定めます。

1　景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
2　景観重要公共施設の整備等に関する事項
3　屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

第５章
景観づくり行動計画
景観づくりを推進するために、市民・事業者・市の役割や推進体制、市や市民・事業者が景観づくりに向けて具体的に取り組むべき事項を整理します。

1　景観づくりの推進に向けて
2　行政が取り組む景観づくり
3　にぎわい交流エリアの協働による景観づくり
4　市民が取り組む景観づくり